

令和2年度

国民健康保険運営協議会議事録

日 時： 令和3年2月9日（火） 午後3時00分

場 所： 熊本市議会棟 2階 予算決算委員会室

熊本市国民健康保険運営協議会

令和2年度 国民健康保険運営協議会議事録

- 1 開催日時 令和3年2月9日(火) 午後3時00分～
- 2 開催場所 熊本市議会棟 2階 予算決算委員会室
- 3 議事
 - 1 令和3年度国民健康保険料率等について(諮問)
 - 2 その他
- 4 出席者
原口委員 三島委員 藤永委員 上内委員 奥村委員 前田委員
林委員 宮崎(隆)委員 宮本委員 丸目委員 小山委員 西田委員
野見山委員 阪田委員 富田委員 宮崎(新)委員
計 16名
- 5 欠席者
安田委員 林田委員
計 2名
- 6 事務局
健康福祉局長 保健衛生部長 国保年金課長
計 3名
- 7 傍聴人 0名
- 8 議事録署名委員
上内委員 前田委員

- ・開会
- ・会長挨拶
- ・副会長選出
- ・市長挨拶
- ・諮問
- ・議事
 - 1 令和3年度国民健康保険料率等について
 - 2 その他

【議長】：これからの進行につきまして皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

それではここで、本日の会議の議事録の署名委員を上内伸介委員と前田篤志委員のお二人にお願いしたいと思います、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、お二人にはよろしくお願いいたします。

それでは、先ほど市長から諮問いただきました議事の一つ目となります、「令和3年度国民健康保険料率等について」の審議に入ります。事務局からの説明を求めます。

【事務局説明】：令和3年度国民健康保険料率等について（諮問）

[国民健康保険料の設定について]

平成30年4月より、財政運営の責任主体が県へ。

(1) 県⇔市町村

県は国民健康保険事業納付金（納付金）を算定し、各市町村に割り当てる。次に県は、納付金を納付するために必要な「保険料総額」並びに「標準保険料率」を各市町村に提示。次に、各市町村が医療給付に要した費用を県が全額交付する。

(2) 市町村⇔住民

市町村は、納付金や標準保険料率を参考に保険料率を決定し、保険料の賦課・徴収を行う。次に資格管理、給付、保健事業等の事務処理を行う。参考として、保険料率算定のフロー図を提示。

①県が県全体の保険給付費を算定。②①から、国からの補助、交付金等を差引く。
③県全体の納付金算定基礎額を決定。③の額を市町村の「被保険者のシェア」「世帯数のシェア」「所得のシェア」「医療費水準等」で振り分ける。④熊本市の納付金基礎額が示される。⑤④から、県から市への補助等を差引く。⑥熊本市の納付金が算定。⑦⑥から国の補助等を差引く。⑧熊本市の保険料総額が決定。⑨の額

を被保険者の総数で割り、一人当たりの標準保険料額を算定。ちなみに市民に賦課される保険料は、⑩の熊本市の標準的な収納率を計算し、⑪で調整後の必要な保険料総額を算定、⑫所得割・均等割・平等割のそれぞれの総額を出し、それを所得総額、被保険者数、世帯数で割ったもの。

[県全体の概要]

熊本県全体の概要としては、①被保険者数は、令和3年度397,264人。対前年比4,559人(1.1%)の減。②(1)一人当たり保険給付費は、令和3年度374,832円。対前年比3,709円(1.0%)の増。(2)一人当たり後期高齢者支援金は、令和3年度59,989円。対前年比376円(0.6%)の減。(3)一人当たり介護納付金は、令和3年度22,964円。対前年比3,454円(17.7%)の増。これら一人当たりの保険給付費等については、対前年で比較すると保険給付費については増加、後期高齢者支援金については微減、介護納付金については増加するもの。③一人当たりの保険料については、県が新型コロナウイルス感染症の影響を加味せずに算定した数字となっており、令和3年度の県内一人当たり保険料は107,837円。対前年比1,409円(2.7%)の減。内訳として(1)一人当たりの医療分は、令和3年度72,890円。対前年比2,382円(3.2%)の減。(2)一人当たり後期高齢者支援金分は、令和3年度24,971円。対前年比340円(1.3%)の減。(3)一人当たりの介護納付金分は、令和3年度9,976円。対前年比1,313円(15.2%)の増。医療分、後期高齢者支援金分は減少し、介護納付金分は増加。

一人当たりの保険給付費は増加しているが、医療分保険料が減少している主な要因としては、前期高齢者交付金が精算に伴い追加交付され、県全体の歳入が増加したこと等により、県全体医療分の納付金を下げることとなった。しかし、これは一時的なものであり、医療分の納付金は減少しているものの、一人当たりの保険給付費は高齢化の進展に伴い増加。

[令和3年度納付金・必要な保険料総額・一人当たり保険料(県提示)]

県の算定は新型コロナウイルス感染症の影響を加味していないもの。

(1) 県提示による熊本市の納付金・必要な保険料総額

①県全体の保険給付費は1,818.6億円。③県全体の納付金算定基礎額は601.8億円。次に各自治体の被保険者数等のシェアで割り振ると④熊本市の納付金基礎額は230.5億円。県から市への補助等を引いて⑥熊本市の納付金総額が217.2億円。国から市への補助等を引いて⑨熊本市の必要な保険料総額は169.9億円。この額を被保険者数総数で割ると一人当たりの保険料額を算定でき、これが県の提示した熊本市の標準保険料となる。この額が113,569円。

(2) 県提示による熊本市の一人当たり保険料（年額）

県が提示した熊本市の令和3年度一人当たり保険料は113,569円で、対前年比2,231円減少。一人当たり保険料については、主に医療分と後期支援分が減少し、介護納付金の増加により介護分は増加しているが、全体として減少しているのは、「前期高齢者交付金」の追加交付に伴う歳入の増等により医療分が下がったことが要因と考えている。

[令和3年度納付金・必要な保険料総額・一人当たり保険料（市算定）]

市の算定も県算定を用いており、新型コロナウイルスの影響は加味していない。

(1) ①～⑥までは同じ額。⑨以降は各自治体で算定することとなっている。⑨熊本市の必要な保険料総額は165.7億円。県算定との差は法定外繰入の分（県：169.9億円（4.2億円））。法定外繰入については、平成30年1月の国通知にも解消・削減されるべきものとして位置づけられている。ただし、被保険者の急激な負担増とならないような段階的な削減を図るべく、解消に向けて取り組みながらも、まずは単年度収支の均衡、正常化に努めている。

(2) 市が算定した熊本市の一人当たり保険料は110,763円で、対前年比1,709円の減少。県算定との違いは法定外繰入の分。一人当たり保険料の主なポイントは、県算定と同じく医療分は減少、後期支援分は微減、介護納付金分は増加している。一人当たり保険料減少の要因としては、「前期高齢者交付金」の歳入増等により医療分が下がったもの。

[保険料率 対応案]

(1) 熊本市の一人当たり保険料

県提示：令和2年度・・・115,800円

令和3年度・・・113,569円 差：▲2,231円

市算定：令和2年度・・・112,472円

令和3年度・・・110,763円 差：▲1,709円

県・市ともに減少、しかし今回の算定は新型コロナウイルス感染症の影響は加味していない。

(2) 令和3年度保険料率対応案

令和3年度の保険料率については、令和2年度保険料率を据え置く

①一人当たりの保険料は下がる算定結果となっているが、これは前期高齢者交付金の精算に伴う臨時的な歳入増によるものであり、一人当たりの保険給付費は、今後も高齢化の進展に伴い増加し、厳しい運営が見込まれている。また、世帯ごとに保険料を賦課・算定すると、介護納付金がある40歳から64歳までの世帯ではほぼ値上げとなる。

②今回の算定に関して、保険料の賦課対象となる被保険者の所得については、過去3ヵ年の所得（平成29年・平成30年・令和元年中の収入の平均）を用いて

算定しているため、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年中の収入状況は加味されていない。また、税制改正に伴い、自営業者等の基礎控除（10万円）が拡大されることによる所得減少も加味されておらず、保険料収納の見通しを立てることが大変困難な状況にある。

このようなことから、令和3年度の保険料率については、令和2年度保険料率を据え置く。

(3) 令和3年度の保険料率・モデル世帯ごとの保険料率

昨年度と同様の記載。説明は割愛。

[令和3年度の主な新規・拡充の取組]

国保の安定した財政運営を図るため、医療費適正化に向けた取り組みや収納率向上対策等を実施。

(1) 特定健診・特定保健指導の受診率向上に向けた取組

若年層（40代・50代）に対する特定健診受診勧奨

若年層の健診受診率が低いことから、若年層の健診受診率の向上と定着化を目指し、若年層をターゲットとして勧奨を実施する。具体的には、若年層を対象としたインセンティブ事業や、40歳到達者を対象として先着による商品をプレゼントするインセンティブ事業を実施する。

特定保健指導についても勧奨を行い、特定保健指導利用者に抽選で商品をプレゼントするインセンティブ事業を予定している。これらの取り組みにより、受診率の向上や早期の予防事業に取り組み、医療費の適正化に努める。

(2) 適正服薬推進に向けた取組

適正服薬推進事業については昨年度から実施している。これはレセプト分析の技術や服薬の知識に長ける事業者のノウハウを活用し、重複・多剤服薬者等の服薬に課題がある対象者を抽出し、個別通知や電話等を行い、「薬剤による健康被害の減少」や「薬剤の適正管理」を図る取り組み。次年度より、事業者と複数年契約（3年）を結び、年度を超えた継続的な勧奨や分析等を行うこととしている。また、対象者の服薬情報を薬局へ提供可能とする仕組みを構築し、事業の強化を図る。

医師・薬剤師の皆様には、服薬の相談等に対応していただき感謝申し上げます。効果額としては、令和元年度で年間4,500万円程度と推計している。引き続き、是非、皆様のお力添えをいただきたい。

(3) 収納率向上に向けた取組

・保険料滞納者に対する、納付書付一斉催告

具体的には、年5回程度行っている一斉催告につき、これまで催告書のみを送付していたが、令和3年度から全て納付書を同封することにより納付しやすい環境を図る。

・保険料納付環境の向上

PayPay、LINEPay での支払いを導入することによるスマートフォン決済の強化や、インターネットによる口座振替登録手続の利便性向上等を行う。

[諮問（資料1）]

資料2で説明した内容に基づき令和3年度国民健康保険料率等について諮問を行う。

(1) 国民健康保険料の賦課割合について

①基礎賦課額の賦課割合（所得割・被保険者均等割・世帯別平等割）②後期高齢者支援金等賦課額の賦課割合③介護納付金賦課額の賦課割合は全て据え置きでお願いしたい。

(2) 国民健康保険料率について

①基礎賦課額の保険料率（所得割・被保険者均等割・世帯別平等割）②後期高齢者支援給付金等賦課額の保険料率③介護納付金賦課額の保険料率も全て据え置きでお願いしたい。

(3) 適用期日は令和3年4月1日

説明は以上。よろしくご審議をお願いしたい。

【議長】：事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問はございませんか。

【丸目委員】：4ページの県全体の概要についてお尋ねします。③の一人当たりの保険料は下がっていますが、今年度は非常にコロナの影響がでていると思います。そこでコロナの影響と医療費の関係を教えていただきたいというのが一つと、もう一つは介護納付金分が上がっていますが、これは全国的に高い数値ではないかと思います。この介護納付金分が上がっている原因、若しくは対策をしないと上がっていくのではないかと思います。これについてご説明をお願いします。

【事務局】：一点目の一人当たりの保険料の医療分が下がっているという事ですが、医療費総額につきましては少しずつ下がっています。ただ、一人当たりの給付費では増えています。今回納付金や保険料の算定にあたっては、コロナの影響は加味されておりませんし、また、国から計算方法等も示されていません。ただ、保険料の算定にあたっては、所得の計算が鍵になりまして、所得の計算は過去3ヵ年（平成29年・平成30年・令和元年）の平均を使い、保険料を算定しております。新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年の国保被保険者の

収入はかなり下がってくるのではないかと考えております。ですので、実際の推計値と現実の所得との乖離があるのではないかと考えております。

また、もう一点の介護納付金でございますが、介護保険の給付費は、全体の半分が公費、23%を65歳以上の保険料で賄い、残りの27%は2号被保険者（40歳～64歳）の保険料で賄っており、この分が増えております。これは、要介護者が年々増えていることから、毎年増加している状況でございます。

【丸目委員】：ありがとうございます。特に介護納付金分の伸びが非常に大きいので、全体的なケアプラン等、具体的に一つ申し上げますと、訪問介護の医療費が高い方がかなり多いと聞いています。その中には介護保険で使用する人なのかお手伝いさん、料理を作るだけの人等も聞いていますので、いろいろな手立てをしないとこれから先にはさらに増えていくのではないかと懸念しています。

【議長】：他にございませんか。

それでは、令和3年度国民健康保険料率等の諮問につきましては、諮問どおり答申したいと思いますが、ご了承いただけますでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。意義がないようですので、令和3年度国民健康保険料率等の諮問につきましては、諮問のとおり承認することといたします。答申書の文案につきましては、会長に一任ということをお願いしたいと思っております。

【議長】：それでは、議事の二つ目になります新型コロナウイルスへの対応について、事務局からの説明を求めます。

【事務局説明】：[新型コロナウイルス対応について（資料3）]

新型コロナウイルス感染症はいまだに続いており、国民健康保険として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被保険者に対する支援として、「傷病手当金の支給」「国民健康保険料の減免」を実施している。

(1) 傷病手当金の支給について、国保被保険者のうち新型コロナウイルス感染症に感染した、又は発熱等の症状があり感染が疑われる給与収入等がある被保険者に対して、直近3ヵ月の収入状況や勤務状況を基に「1日当たりの支給額」を算定し、支給対象となる日数分を支給するもの。国基準に基づい

た傷病手当金の支給については、全額、国の財政支援が行われる。昨年5月の臨時議会において熊本市国民健康保険条例を改正し、同月より実施している。対象期間は、令和2年1月1日～令和3年3月31日まで、令和3年4月以降については、国からの通知を待っている状況。

支給実績としては、令和2年12月末時点で支給件数5件 支給額183,801円。周知については、昨年6月に全ての国保世帯に案内を送付した。また、市政だよりには2ヵ月に1回程度掲載を行っており、加えて医療費通知（約22万通）にもお知らせを掲載している。

(2) 国民健康保険料の減免について、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合や、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる場合、申請に基づき世帯の国民健康保険料を減免している。国基準に基づいた国保保険料の減免については、全額、国の財政支援が行なわれる。昨年6月1日に熊本市国民健康保険料の減免に関する特例を定める要綱を制定し、同月より実施した。対象期間は、令和2年2月期分から令和3年3月期分までとなっており、こちらも令和3年度については、国からの通知を待っている状況。保険料の減免実績として、令和2年12月末時点で、令和元年度分が減免件数1,554件 減免額約5,800万円。令和2年度分が減免件数1,799件 減免額約3億6,400万円。周知については、昨年6月に全ての国保世帯に案内を送付した。また、市政だよりに2ヵ月に1回程度掲載を行っており、加えて医療費通知（約22万通）にもお知らせを掲載している。

説明は以上。よろしくご審議をお願いしたい。

【議長】：事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等はございませんか。

【上内委員】：(2)の国民健康保険料の減免についてですが、申請がどれくらいあるのかお尋ねしたいです。

【事務局】：今現在、申請が2,500件ほど上がっておりまして、随時処理を行っているところでございます。

【上内委員】：2,500件の申請というのは多いのでしょうか、少ないのでしょうか。

【事務局】：他の減免と比べることは難しいですが、他都市の状況（政令市）と比べると、ほぼ同じような状況です。

【上内委員】：知らない市民の方も多いのではないかと思しますので、周知等の工夫をお願いできればと思います。よろしくお願いします。

【事務局】：現在も周知に努めておりますが、引き続き、あらゆる方法を活用して周知に努め、皆様が申請しやすくなるように心がけたいと思います。

【議長】：他にございませんか。

【三島委員】：事務局にお願いです。資料についてですが、文字が小さいので、委員の方が見やすいように文字の大きさ等に気を付けて作成していただきたいです。以上、要望です。

【議長】：他にございませんか。

特にないようですので、これをもちまして本日の審議は終了いたします。長時間にわたり、熱心なご討議とご提言をいただき、誠にありがとうございました。

・閉会

令和3年2月9日

熊本市国民健康保険運営協議会

議長

印

署名委員

印

署名委員

印